

福塚 実 議員

有害鳥獣対策について

・捕獲おりの設置状況や

設置の基準などについて

福塚

中山間などでは野生鳥獣による被害が深刻化、広域化している。農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されたが、市の総合的な取組についてお尋ねする。

産業環境部長

平成20年度に五條市鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣を駆除する個体数調整、金網・電気柵の設置による被害防除、被害状況調査による生息環境調査を行うこととしている。捕獲おりの設置は、自治会から設置申込書と被害状況を農林政策課に申請いただき、イノシシ・鹿等は捕獲おり80基を2箇月間貸出設置を行い、巡回、捕獲処理を行っている。

福塚 アライグマの捕獲おりはどうなっているか。

産業環境部長 平成22年度に防除計画の策定を行い、毎年アライグマ捕獲講習会を開催している。捕獲おりは180基を保有している。

福塚 余っている捕獲おりがあれば、耕作範囲に応じて必要数を貸し出していただきたい。また、金

網及び電気柵の設置に対する補助金についてお尋ねする。

産業環境部長

農林水産省が鳥獣被害防止総合対策交付金として補助している。1月に要望調査を行い、2月に県に申請するもので、国が55%、地元には45%を上限に負担をいただく。

福塚

児童・生徒の携帯電話のファイルターリング利用の実態調査について

福塚 有害サイトの閲覧など子供たちを守る観点から迅速な対応が求められており、昨年6月にも質問したが、その後の対応や検討課題についてお尋ねする。

教育部長

匿名性の確保や保護者の同意の必要性から難しい面があるが、ファイルターリングの徹底を図ることは大変重要な認識している。

条例改正により、事業者に対するフィルタリングの説明義務や保護者に対する努力義務が規定された。子供たちを有害な情報から守るために取組を更に充実させたい。

(ほかに、新消防庁舎の備品購入に係る仕様書について、五條駅南北道の建設促進について質問しました。)

大谷龍雄 議員

大雪被害への救援対策の強化について

大谷

2月14日、15日の大雪による被害は多くあつたが、特に被害の大きい農業被害に対し農林水産省は3月3日、農業用ハウス、棚などの撤去費用は国と自治体で全額公費負担とし、再建修繕費用も現行の3割補助から5割補助に、撤去の労賃は家族労働も認める。

再建費用の残りも7割を特別交付税として自治体に交付。野菜や水稻の苗を育てる資材費の助成や運搬費の助成。酪農、畜産農家への融資は5年間無利子等の支援策を発表しているので、国の支援策の有効活用と奈良県と五條市独自の支援策をつくり被害農家すべてに支援が届くように取り組まれたい。

産業環境部長 五條市独自の支援の作成に取り組むとともに国・県の方針を確認して対応していく。

特定秘密の保護に関する法律等から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しと防災対策の強化について

大谷 特定秘密の保護に関する法律の内容は、自衛隊の運用や防衛

力整備に関する見積もり、外国政府や国際機関との交渉内容等を民間企業の社員、大学の研究者等への適性評価の調査を公安調査庁や公安警察とともに自衛隊情報保全隊もあたることが国会審議で明らかになっている。また、集団的自衛権が行使された場合は、日本が攻撃されていなくても日本と密接な関係をもつ国が攻撃された場合は、日本の自衛隊が参戦することになり危険な状況になる。したがって、陸上自衛隊駐屯地の誘致は見直す検討が必要ではないか。

防災対策は、地球温暖化をなくす政府ぐるみの取組、早期の避難誘導と避難所の提供、消防職員の削減の中止及び五條建設業協会への救援協定の依頼等が急がれるのではないか。

危機管理監 防災と市の活性化の観点から陸上自衛隊駐屯地誘致の誘致を進める。

防災対策の強化については、先の紀伊半島大水害等の教訓に立ち強化していく。



平成26年3月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 △=退席 長=議長又は議長職

□=地方自治法による除斥 (議員等の一身上に関する議案に参加できること)

| 議案名 | 養田 全 康 | 平岡 清 司 | 牧野 雅 一 | 宗部 康 寛 | 吉田 正 | 窪 佳 秀 | 岩本 孝 | 福塚 実 | 山口 耕 司 | 吉田 雅 範 | 益田 吉 博 | 大谷 龍 雄 | 議 決 結 果 | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|-------------|---------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|----|
| 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について【職員の昇給等に係る部分の一部改正】 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● | 長 | ● | 否決 | |
| 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定を求める決議について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 長 | ○ | 可決 |
| 副議長辞職の件 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | □ | ○ | ○ | ● | 長 | ○ | 許可 |
| 平成26年度五條市一般会計予算議定について 【当初予算案から1,904万3千円減額の修正案】 | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | 長 | ● | 否決 |
| 平成26年度五條市一般会計予算議定について 【原案】 | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | 長 | ○ | 可決 |
| 食の安全・安心の確立を求める意見書について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 長 | ○ | 可決 |
| 益田吉博議長に対する議長不信任決議について | ○ | 長 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | △ | ● | □ | ○ | ○ | 可決 |
| 窪 佳秀議員に対する辞職勧告決議について | △ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | □ | ● | ○ | ● | ○ | 長 | ● | 可決 |
| 吉田雅範議員に対する辞職勧告決議について | ○ | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | □ | 長 | ○ | 可決 |
| 奈良県にリニア中央新幹線を!中間駅の早期決定を求める決議について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 長 | ● | 可決 |

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決した議案)

| 議案名 | 議案の概要 |
|--|---|
| 五條市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について | 地域の元気臨時交付金基金を創設し、平成26年度の実施対象事業の財源に充当（公布の日から施行） |
| 五條市学校適正化検討委員会条例の制定について | 小・中学校の教育内容及び学校規模、配置、通学区域等の適正化についての調査検討に係る委員会を設置（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市就学指導委員会条例の制定について | 障害のある又は障害を疑われる幼児、児童及び生徒に対し適切な就学支援等の教育的支援に係る委員会を設置（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定について | 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定に係る委員会を地方自治法に規定する附属機関と位置付け（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市小規模改良住宅条例の制定について | 小規模改良住宅の設置及び管理に關し必要な事項を規定（平成26年4月1日から施行） |
| 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について | 非常勤特別職の報酬、費用弁償に学校適正化検討委員会委員等を新設（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市税条例等の一部改正について | 督促手数料を50円から100円に改定（平成27年4月1日から施行） |
| 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う所要の改正（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市社会教育委員に関する条例の一部改正について | 社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を規定（平成26年4月1日から施行） |
| 五條市都市計画審議会条例の一部改正について | 市の機構改革に伴い、「都市計画課」を「まちづくり推進課」に改正（平成26年4月1日から施行） |

| 議案名 | 議案の概要 |
|--------------------------------------|--|
| 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う所要の改正(平成26年4月1日から施行) |
| 五條市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の改正(平成26年4月1日から施行) |
| 平成25年度五條市一般会計補正予算(第6号)議定について | 補正予算額 21億8,600万3千円 (人件費、基金費、都市公園建設事業費等の追加) |
| 平成25年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について | 補正予算額 6,866万円 (国庫負担金返還金等の追加) |
| 平成25年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第2号)議定について | 宇井地区水道未普及地域解消事業ほか繰越明許費の設定 |
| 平成25年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について | 流域関連公共下水道事業ほか繰越明許費の設定 |
| 平成25年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第1号)議定について | 墓地候補地評価業務委託の繰越明許費の設定 |
| 平成25年度五條市介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について | 補正予算額 204万8千円 (一般管理費の追加) |
| 平成26年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について | 当初予算額 46億1,700万円 (対前年度増減率 △1.2%) |
| 平成26年度五條市簡易水道特別会計予算議定について | 当初予算額 4億7,070万円 (対前年度増減率 △20.4%) |
| 平成26年度五條市下水道事業特別会計予算議定について | 当初予算額 11億3,190万円 (対前年度増減率 △0.9%) |
| 平成26年度五條市墓地事業特別会計予算議定について | 当初予算額 330万円 (対前年度増減率 △29.8%) |
| 平成26年度五條市介護保険特別会計予算議定について | 当初予算額 37億9,560万円 (対前年度増減率 5.6%) |
| 平成26年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について | 当初予算額 5,260万円 (対前年度増減率 △2.2%) |
| 平成26年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について | 当初予算額 430万円 (対前年度増減率 4.9%) |
| 平成26年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について | 当初予算額 4億3,940万円 (対前年度増減率 1.3%) |
| 平成26年度五條市水道事業会計予算議定について | 水道事業収益 8億7,254万8千円 水道事業費用 8億5,362万7千円 |
| 公益的法人等の五條市職員の派遣等に関する条例の制定について | 公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を規定 |
| 権利の放棄について | 前市議会議員の政務活動費返還請求権を放棄 |
| 五條市議会委員会条例の一部改正について | 【議会運営委員会提案】総務文教常任委員会の所管に「危機統括室」を追加 |
| ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について | 【議会運営委員会提案】地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出 |
| 一般質問に対する答弁の信ぴょう性を求める決議について | 【議会運営委員会提案】一般質問に対する答弁の信ぴょう性と誠意を持った適正な答弁を強く求める。 |

公益的法人等への五條市職員の派遣等 に関する条例の制定を求める決議

地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるためには、職員を派遣する制度等を整備することが法の下に定められている。

本市においては、職員派遣ではないものの勤務場所等から派遣職員と実質的に変わらないと見受けられる勤務場所があり、憂慮すべきことである。このことは、配置された職員の身分保障や良好な職場環境の保持等を勘案すれば、市として早急な対応が求められるところである。

よって、市当局に対しては、法の趣旨にのっとった条例の早期制定を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成26年3月20日

五條市議会

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年1月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に構すべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。

また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が国会に提出されました。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成26年3月24日

五條市議会

(おわび)

前回の市議会だよりG O J O で掲載いたしました過疎対策の積極的推進を求める意見書の題名が間違っていました。おわびを申し上げます。

一般質問に対する答弁の 信ぴょう性を求める決議

平成26年第1回3月定例会の一般質問に際し、過去に行われた一般質問に対する理事者の答弁とは全く異なる事務執行がなされていることが判明した。

議員の質問権は、市における重要な意思を決定し、行財政の運営を監視する権能を有した議員が、行財政全般について所信や施策について直接ただすことができる議員固有の権能として与えられているものである。

そのような議員の一般質問に対して行われた答弁が、事務執行段階において変更を余儀なくされるときには、事前にその説明があってしかるべきであり、議員の質問権そのものを否定しかねない行為である。

よって、市当局に対しては、一般質問に対する答弁の信ぴょう性と誠意を持った適正な答弁を強く求め、猛省を促すものである。

以上、決議する。

平成26年3月7日

五條市議会

奈良県にリニア中央新幹線を！ 中間駅の早期決定を求める決議

リニア中央新幹線は、平成23年5月に「奈良市付近」を主要な経過地として、整備計画が全国新幹線鉄道整備法に基づき決定されました。

このことは、全国に空港も新幹線もない3県の一つであり、高速道路などの高速交通の国土軸から外れてきた奈良県にとって大変大きな前進であります。

リニア中央新幹線の開通による交流人口の飛躍的な拡大を通じて、観光や産業・経済、県民生活等の様々な分野で大きな効果が期待できることから、県内の中間駅は、奈良県全体の発展につながる位置に設置されることが不可欠であり、そのためのグランドデザインを描いていくためには、駅位置の早期決定が重要な課題となります。

現在、事業主体であるJR東海は、東京・名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、2027年の開業に向けた準備を着々と進めています。一方、京都市・京都府は、京都ルートへの変更の要望活動を活発化しており、一部の関西政財界にはこれに同調する動きも見られます。

このようなリニア中央新幹線を巡る現状のなかで、我々五條市議会は、奈良県として一致結束して取り組み、共に未来を切り開くため、次の事項を決議する。

記

- 1 リニア中央新幹線がもたらす様々な効果を最大限に發揮するため、早期に東京・大阪間を全線同時開業すべきこと。また、そのための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 リニア中央新幹線のルートは、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、現在の東海道新幹線とできる限り離し、法に基づき決定済みの整備計画どおり三重・奈良ルートとし、日本の大動脈を二重化すべきこと。
- 3 中間駅の位置が早期に決定されるよう、県内の候補地を一本化すべきこと。中間駅は、リニア中央新幹線がもたらす効果を県南部を含む奈良県全体に、また紀伊半島地域にも広く波及させるため、鉄道網・道路網で各地と高い交通結節性を有し、県の人口重心にも近接した大和郡山市に設置すべきこと。

以上、決議する。

平成26年3月24日

五條市議会

| | |
|---|---|
| <p>議会運営委員会 就任</p> <p>平岡議員の副議長就任に伴い議会運営委員会委員には、吉田正議員が新しく選任されました。</p> <p>(三月二十四日 選任)</p> | <p>副議長 就任</p> <p>副議長の辞職に伴い副議長の選挙が行われ、新しく平岡清司議員が副議長に就任いたしました。</p> <p>(三月二十日 就任)</p> |
|---|---|

“市議会だより”の写真を募集します

「市議会だよりGO JO」の表紙を飾っていただく写真を募集します。

次号の9月1日発行分に合った季節感のある写真で、市内で撮影された応募者のオリジナルの作品で、作品名とお名前・連絡先をご記入の上、応募願います。

<応募方法>

○郵送・持参の場合はCD等のデータ

○Eメールの場合は(g o j o - s h i @w o n d e r . o c n . n e . j p)

○締切日 平成26年7月10日(木)

※ご応募いただいた写真は返却いたしません。また、謝礼もありません。

※掲載写真の著作権は作者にあり、使用権は五條市に帰属するものとします。

議長交際費をお知らせします

議長交際費は、議長が五條市議会を代表して、議会運営上、特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費です。

支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限になるよう努めています。

平成25年度の下半期(10月~3月)の支出状況は、次のとおりです。

| | | |
|--------|-----|----------|
| ☆その他経費 | 8件 | 73,750円 |
| ☆儀礼的経費 | 2件 | 20,000円 |
| ☆賛助的経費 | 10件 | 55,000円 |
| 合 計 | 20件 | 148,750円 |

ウィルス性肝炎患者に対する 医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウィルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定B型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウィルスの減少を目的とした抗ウィルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています。医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月24日

五條市議会

新庁舎建設特別委員会の活動報告

編集後記



新庁舎建設に関する具体的な意見交換を行いました。中で、3月18日と4月25日には、イオン五條店の関係者と意見交換会を持ち、市的人口が毎年減少していく中で、五條市とイオン五條店の現状とそれぞれが抱えている諸問題や地域活性化などについて活発な意見交換を行いました。

（副議長）平岡清司 委員益田雅博 牧野雅一 痛吉田吉雅秀 佳雅範正

議会広報編集委員会 委員長 副委員長

木々の緑が色濃くなりやがて暑気がやつてまいります。ご自愛ください。

電話 (23) 2000-637-8501 五條市本町1丁目1番1号
平成26年6月1日発行 市議会だより GOJO 51号